

令和5年度第2回調布市青少年問題協議会次第

日時 令和5年10月16日（月）
午前10時から11時30分まで
場所 調布市役所5階市長公室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 令和5年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について
- (2) 令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュール（案）について

4 報告事項

- (1) 第33期東京都青少年問題協議会答申（概要）について
- (2) 令和5年度秋のこどもまんなか月間における取組について

5 情報交換

- (1) 調布警察署からの情報提供
- (2) 多摩児童相談所からの情報提供
- (3) 中学校校長会からの情報提供

6 その他

【資料】

- ・資料1 令和5年度調布市青少年問題協議会委員名簿
- ・資料2 令和5年度調布市青少年表彰候補者一覧
- ・資料3 令和5年度調布市青少年表彰候補者推薦書
- ・資料4 令和5年度調布市青少年表彰候補者参考資料
- ・資料5 調布市青少年表彰規程
- ・資料6 調布市青少年表彰における表彰者選定に係る内規
- ・資料7 令和6年度調布市青少年表彰実施スケジュール（案）
- ・資料8 第33期東京都青少年問題協議会答申（概要）
- ・資料9 令和5年度秋のこどもまんなか月間における取組

【次回会議】

日程：令和6年2月1日（木） 午前10時から11時30分まで
会場：調布市役所5階 市長公室

令和5年度 第2回調布市青少年問題協議会報告

1 開催日時 令和5年10月16日（月） 午前10時から

2 会 場 市長公室

3 欠 席 (1) 委 員 10人
(2) 事務局 6人

4 副会長挨拶

副 会 長： 私が今日、代理ということで会議を進行させていただきますのでよろしく
お願いします。

改めまして、おはようございます。本日は御多忙のところ、令和5年度第2
回調布市青少年問題協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

5月に新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に変更されたこともありまし
て、今年は4年ぶりに子どもたちの活動について、制限のない夏休みとなりま
した。7月から8月にかけて、様々な地区で夏祭りが開催され、多くの子ども
たちの思い出に残る夏になったのではないかと考えております。

それと、今現在は秋、各地域で地域運動会も開催されておまして、多くの
子どもたちが参加をしている状況でございます。

また、市では、先月24日に実に4年ぶりとなる調布市花火大会を開催するこ
とができました。花火大会当日は市民だけではなく、姉妹都市である木島平の
方々をはじめとする多くの方々にお越しいただきながら、大盛況の中、無事に
終わることができました。調布というまちのアピールもできたのではないかと
考えております。

一方で、市内の小・中学校ではインフルエンザや新型コロナウイルスによる
学級閉鎖等が断続的に発生しております。まだまだ余談を許さない状況にあり
ます。今後も市では児童館まつりなど、多くの子どもたちが参加する様々なイ
ベントを開催していく予定ですが、主催者として必要な感染症対策を行
うとともに、参加される皆様にも注意喚起を行うなど、安心して参加いただ
けるイベントの開催に努めていきたいと考えております。

先週末の段階ですけれども、中学校ではインフルエンザはないのですけれど
も、小学校8校で学級閉鎖がございました。学級閉鎖の数は19学級閉鎖がござ
いました。また、学年閉鎖が3校ございまして、最近は新型コロナウイルスは
少なくなってきましたが、インフルエンザがこれだけ多く蔓延しているような
状況でもございます。

本日の主な議題でございますけれども、来年の3月2日土曜日に開催予定の
令和5年度調布市青少年表彰式に向けて、被表彰者の選定を行いたいと考えて
おります。事前に専門調査員の皆様に検討いただいた内容を踏まえて、被表彰

者を決定いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日もそれぞれの委員の皆様方、各団体、地域において培われた経験、知識を基に積極的な意見交換をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

5 資料確認

6 協議事項

(1) 令和5年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について

副会長： それでは、次第3「協議事項」の(1)令和5年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について、事務局から説明をしてください。

事務局： それでは、令和5年度調布市青少年表彰被表彰者の選考について説明いたします。資料2と3を併せて御覧ください。

資料2は推薦があった候補者を届出順に一覧にまとめたものとなっております。また、資料3は推薦者から御提出していただいた推薦書となっております。こちらのとおり、今年度は個人7名と2団体の9件分の推薦がありました。

各候補者につきましては、先日開催しました専門調査員会において、専門調査員の皆様に表彰にふさわしい人物や団体であるかを検討いただいております。専門調査会での審査の結果につきましては、後ほど専門調査員会の座長から御報告させていただきます。

続きまして、候補者の推薦内容の概要について説明いたします。資料2の推薦概要欄を御覧ください。

1番目はAさん10歳で、調布ヶ丘児童館から推薦をいただいております。Aさんは調布ヶ丘児童館前の公園において、児童館のサポートを受けながら自主的な清掃活動を継続的に行っており、さらにはその活動が広がりを見せていることから、地域の青少年の模範となり、健全育成活動に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は1年と11か月となっております。

2番目はD A Z Z L Eという団体で、晃華学園中学校高等学校から推薦をいただいております。脱プラスチック運動を実施する団体で、活動を通じてSDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」の実現を目指しており、ライスレジンの啓発、歯ブラシ、使用済み文房具の回収などを行っております。具体的には、文化祭におけるプラスチック製品をライスレジン製のものに置き換えたり、ライスレジン製のゴミ袋を使用した地域清掃活動を月1回程度行うなど、地域における健全育成活動に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は約6年となっております。

3番目はBさん16歳で、健全育成推進深大寺地区委員会から推薦をいただいております。Bさんは地域のソフトボールの練習において、コーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は3年6か月となっております。

4番目はCさん16歳で、健全育成推進上ノ原地区委員会から推薦をいただい

ております。Cさんは地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年の健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

5番目はDさん17歳で、健全育成推進上ノ原地区委員会から推薦をいただいております。Dさんは4番目のCさんと同じく、地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は5年5か月となっております。

6番目はEさん17歳で、調布市社会福祉協議会から推薦をいただいております。Eさんは自身がヤングケアラーという立場にある中で、同じような立場の子どもたちの助けになりたいという強い思いを持ち、啓発するための講演会を実施したり、ヤングケアラーの居場所づくりや支援の仕組みづくりに参画するなど、地域福祉の向上に向けた活動を継続的に実施しており、青少年の模範になっているという内容で推薦がありました。行為期間は2年5か月となっております。

なお、Eさんがヤングケアラーという立場におかれていることは、ヤングケアラーの相談機関であるヤングケアラーコーディネーターが置かれている調布ゆうあい福祉公社でも確認しており、既に支援を行っております。ヤングケアラーコーディネーターからは、Eさん自身がヤングケアラーであることを前面に出しながら様々な活動を行うことが周囲の子どもたちが自身が置かれている状況に気づききっかけになるなど、非常によい影響をもたらしていると伺っております。

7番目はFさん17歳で、健全育成推進若葉地区委員会から推薦をいただいております。Fさんは4番目のCさん、5番目のDさんと同じく、地域のリーダーグループである「team for 遊」に所属し、子どもたちの模範となっているほか、地域行事にも積極的に参加するなど、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は4年5か月となっております。

8番目はGさん16歳で、健全育成推進北ノ台地区委員会から推薦をいただいております。Gさんは地域のソフトボールの練習において、コーチの補助として子どもたちの指導に協力しており、地域の青少年健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は3年6か月となっております。

最後の9番目は団体の第三中学校吹奏楽部で、調布市社会福祉協議会から推薦をいただいております。この団体は調布市社会福祉協議会が主催する世代間交流を目的としたボランティアまつりをはじめとする様々な地域行事に参加して、演奏を披露するだけでなく、模擬店への協力や終了後の撤去作業に協力するなど、地域における健全育成に貢献しているという内容で推薦がありました。行為期間は10年以上となっております。

候補者及び団体の推薦内容の概要についての説明は以上となります。

副会長： それでは、続きまして、専門調査員会での検討結果につきまして、専門調査員会の座長から御報告をお願いできますか。

委員： 先ほど事務局から発表していただいたとおりでございますが、繰り返しのなってしまうかもしれませんが、1番目のAさんについては、自発的な清掃活動を継続的に行っており、さらにはその活動が広がりを見せるなど、地域の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第2号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

2番目の団体、DAZZLEについてですが、SDGsの実現に向けた活動を実施し、その情報を校内だけでなく、校外にも発信し、企業の協力を得て活動の輪を広げるなど、地域における健全育成活動に貢献していると認められます。また、行為期間も基準を満たしているため、調布市青少年表彰規程第3条第5号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

3番目のBさんについてですが、地域の事業に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

4番目のCさんと5番目のDさんについてですが、地域の事業に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

6番目のEさんについてですが、自身がヤングケアラーという立場にありながらも、同じような立場の子どもたちの助けになるべく、様々な活動を継続するなど、活動内容は地域における他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第5号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

7番目のFさんについてですが、地域の事業に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

8番目のGさんについてですが、地域の事業に積極的に参加、協力し、小学生の指導を行うなど、活動内容は他の青少年の模範となっていると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第1号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

最後、9番目の団体、第三中学校吹奏楽部についてですが、地域の事業に積極的に参加、協力し、世代間の交流に尽力するなど、活動内容は他の青少年の模範となると認められます。また、行為期間も基準を満たしており、調布市青少年表彰規程第3条第5号に該当し、被表彰者として差し支えないと考えております。

専門委員会での検討結果は以上でございます。よろしくお願いたします。

副会長： ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明及び座長からの専門調査員会での検討結果の報告を踏まえまして、令和5年度調布市青少年表彰の被表彰者の選考を行いたいと思います。

まず1番目のAさんについてですけれども、児童館のサポートを受けながら自主的な清掃活動を継続的に行っているということ、さらにはその活動が広がりを見せており、青少年の模範となっているという内容でございます。この方について御意見、御質問等があればお願いしたいと思います――特にないようですね。よろしいですかね。説明を受けても質問するような内容もございませんので、それでは、1番目のAさんについては表彰することに決定いたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして、2番目のD A Z Z L Eですけれども、脱プラスチックの活動を校内で行うだけでなく、地域清掃の実施や企業と連携した活動など、地域における健全育成に貢献しているという内容でございます。2番目につきまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。説明の中ではプラスチックの削減に向けた取組をしているということで、2番目についてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、2番目のD A Z Z L Eについては表彰することに決定いたします。

続きまして、3番目、Bさんと8番目のGさんについてですけれども、地域のソフトボールの練習に参加し、コーチ陣のサポートや後輩の世話などを行う、青少年の健全育成に貢献しているという同様の内容ですので、一括して御審議いただきたいと思います。3番目と8番目一括して行いたいと思います。御意見、御質問のある方はお願いいたします。――特になければ、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、3番のBさんと8番のGさんについても表彰することに決定いたします。

続きまして、ちょっと戻りまして、4番のCさんと5番のDさん、7番のFさんについてですけれども、地域のリーダーグループに所属して、活動を通じて、小学生へのよい模範となるなど、地域の青少年の健全育成に貢献しているという同様の内容ですので、一括して御審議いただきたいと思います。4番、5番、7番、3人一括してお願いいたします。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

それでは、特にないようですので、4番のCさんと5番のDさん、7番のFさんについては表彰することに決定いたします。

続いて、6番のEさんについてですが、御自身がヤングケアラーという立場にある中で、同じような立場の子どもたちのために活動を行っており、青少年の模範となっているという内容でございます。この方について、御意見、御質

間のある方はお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

特に御意見ないようですので、それでは、6番のEさんについては表彰することに決定いたします。

続いて、9番の第三中学校吹奏楽部ですけれども、調布市社会福祉協議会が主催するボランティアまつりなどの地域行事に通年で継続的に参加して、演奏だけでなく、運営側に協力するなど、地域における健全育成に貢献しているという内容でございます。この内容について、御意見、御質問等があれば、お願いいたします。一よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、9番の第三中学校吹奏楽部については表彰することに決定いたします。

以上で候補者全員の審議が終わりました。

それでは、表彰式の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： ただいまの選考結果に基づきまして、年明けとなりますけれども、3月2日土曜日の午後2時30分から、たづくり大会議場にて表彰式を行いたいと考えております。委員の皆様には後日御案内状をお送りさせていただきますので、お忙しい折とは存じますが、御出席くださいますようお願いいたします。以上でございます。

副会長： 皆様、よろしくお願い申し上げます。

(2) 令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュール(案)について

副会長： 続きまして、次第3「協議事項」の(2)令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュール(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、令和6年度調布市青少年表彰の実施スケジュール(案)について説明いたします。資料7を御覧ください。

昨年度までについては、資料7の右側に示したとおり、10月頃に開催しております第2回調布市青少年問題協議会で実施時期の確認を行いまして、10月中旬頃から12月下旬にかけて候補者の募集を行い、1月中旬頃の専門調査員会で審査、2月上旬の第3回調布市青少年問題協議会で表彰対象者の決定というスケジュールで実施していたところ、今年度については候補者の募集開始時期を早め、7月中旬から8月下旬にかけて候補者の募集を行い、9月中旬の専門調査員会で審査、10月中旬の第2回調布市青少年問題協議会で表彰対象者の決定というスケジュールで実施しております。

しかし、募集の開始時期の変更に伴い、募集時期が例年よりも1か月短くなってしまっていることや、夏休みに入ってしまうと、教師とのやり取りが難しくなり、ボランティア部などで頑張っている子どもたちを推薦することが難しくなってしまうといった御意見が市民から事務局に寄せられるなど、時期の変更に伴う課題もいくつかございます。

そこで、資料7の左側に示すとおり、来年度の青少年表彰については、来年

2月に開催予定の令和5年度第3回調布市青少年問題協議会で実施時期の確認を行い、来年6月頃から8月下旬にかけて候補者の募集を行い、来年9月頃に専門調査員会で審査を行い、来年10月頃に開催予定の令和6年度第2回調布市青少年問題協議会で表彰対象者の決定というスケジュールで実施したいと考えております。

なお、事務局では募集の開始時期を来年度当初からと考えておりましたが、先日開催した専門調査員会の場で意見を伺ったところ、募集期間が長過ぎると間延びしてしまい、候補者が逆に減ってしまうおそれがあるのではないかと、4月の年度切替えのタイミングで組織体制が変わることもあり、また、推薦者もそれに伴い変更となり、組織体制が変わったばかりだと募集開始の通知が埋もれてしまう可能性があるため、組織がある程度軌道に乗ると思われる6月頃から募集を開始したほうがよいといった御意見をいただきましたことから、来年6月頃からの募集開始とするよう変更いたしました。

また、表彰式の時期についてですが、表彰対象者の決定後すぐの開催とすると、高校・大学受験の時期と重なってしまい、表彰対象者の負担となってしまうことから、これまでどおり3月上旬に開催していく予定でおります。

説明は以上となります。詳細なスケジュールについては、問題がなければ、次回の令和5年度第3回調布市青少年問題協議会で提示する予定ですが、このことについて御協議くださいますようお願いいたします。

副会長： ただいま事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明について御質問、御意見のある方はお願いいたします。――やはり推薦する側とされる側、それから時期の問題が微妙にちょっと難しいんですね。

事務局： そうですね。長ければいいというものでもないですし、今年度、夏休みに少しかぶってしまったところがありますので、保護者の方からの御意見もあったのですが、学校側にもなかなかそういう相談がしづらいと。そのようなことがありましたので、ぜひ来年度は今回御提示をさせていただいたようなスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

副会長： 来年度につきましてはこのスケジュール案でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

よければ、このスケジュール案で実施していきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

7 報告事項

(1) 第33期東京都青少年問題協議会答申（概要）について

副会長： 続きまして、議題4「報告事項」に移ります。(1)第33期東京都青少年問題協議会答申（概要）について、事務局から報告してください。

事務局： 第33期東京都青少年問題協議会答申（概要）について説明いたします。資料8を御覧ください。

こちらは長友市長が委員として出席していた第33期東京都青少年問題協議会において、7月27日付で採択されたもので、いわゆるトー横キッズへの対策が

盛り込まれたものとなっております。

なお、トー横キッズについて改めて説明しますと、一般的に新宿区歌舞伎町にあるT O H Oシネマズ新宿近辺に居場所を求めてS N S等を通じて集まってくる若者のことを指します。

トー横キッズは平成30年頃から話題に上っており、飲酒や喫煙、薬物の過剰摂取であるオーバードーズやリストカットなどの自傷行為が問題視されていましたが、最近では児童買春などの犯罪被害に巻き込まれる事案も発生しており、東京都では、東京都、警視庁、新宿区等の関係者が連携して取り組まなければならない喫緊の課題として位置付けています。

この答申では根本的な解決を目指すものではなく、対症療法に過ぎないということを前提にしながら、早急に取り組まなければならないトー横キッズへの対策について触れております。

まず、トー横の現状についてですが、今年4月にオープンした歌舞伎町タワーの開業前後で大きな変化はありませんでしたが、小学生から高校生までの幅広い年代の青少年が都内だけでなく、都外からも集まってきており、児童買春等の犯罪被害に巻き込まれたり、周囲のホテルやネットカフェに宿泊し、長期で滞在するケースも見受けられる状況となっております。

続きまして、トー横に来訪する背景ときっかけについてですが、多様な理由があり、一概に言えるものではありませんが、共通して言えるのは、居場所を求めて訪れる青少年が多いということであり、来訪のきっかけとしましては、居場所を求めてS N S等でトー横について検索し、訪れるといった状況があることが確認されております。

続きまして、現在行われている主な対策についてですが、S N Sなどで特定の文言で検索した際に画面上に広告を表示するターゲティング広告やリーフレット等による啓発の実施、児童相談所による一時保護、警察による補導、取締り、民間警備団体による見守り活動、相談支援機関による相談対応などを実施しています。

そして、東京都として喫緊に取るべき、さらなる対策として3つを上げております。

1つ目が青少年への対策で、具体的には一歩踏み込んだ実態把握の実施、青少年が気軽に來ることが出来る相談窓口等の構築、トー横における関係機関相互の緊密な連携、ターゲティング啓発の充実、強化、青少年の保護者への支援の5項目を挙げております。

また、2つ目が悪意のある大人への対策で、ターゲティング啓発などの充実、強化、トー横周辺のデジタルサイネージを用いた啓発等の実施の2項目。

3つ目が被害場所となり得る空間への対策で、ホテル、ネットカフェ等への青少年の宿泊に関する実態把握、ホテル、ネットカフェ等に対する啓発の2項目を挙げています。

東京都青少年問題協議会では、本来であれば、実態解明を行ったうえで効果的な対策について取り組むべきではあるが、トー横における対策は待ったなし

の状況であり、少しでも青少年への被害を防止するため、緊急に実施すべき対策をこの答申という形で取りまとめて提案し、7月27日付で採択しました。

調布市としましても、居場所を求め、ト一横に來訪する青少年が全国各地から集まっているということ踏まえ、悩みを抱える子ども・若者の相談窓口であり、居場所の提供も行っている子ども・若者総合支援事業ここあについての周知や、子ども・若者支援地域ネットワーク構成機関の連携のさらなる強化などの対策をこれまで以上に実施していきたいと考えております。

説明は以上となります。

副 会 長： ただいま事務局から、第33期東京都青少年問題協議会の答申の概要を説明してもらいました。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等があれば、お願いいたします。――最近もテレビの報道等で、ト一横の周りを補導しているというニュースが流れていましたね。

委 員： 昨日の朝日新聞のデータなのですが、9月30日から10月15日までの週末にこのト一横地区の一斉補導を実施したということで、3回実施したみたいなのですが、13歳から18歳の男女42人を補導したなどというような記事が載っていました。42人のうち41人が深夜の徘徊で、居住別では17人が都内、多摩、関東地方や静岡、新潟から上京してきた中高生が34人だったなどというような記事もあります。

こちらの東京都青少年問題協議会の答申を受けて、多分この9月30日から10月15日までの間に3回やったというようなことになるのかなと思っておりますが、ここでの東京都等の活動については以上になります。

副 会 長： ありがとうございます。他に何かありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次に進めさせていただきますと思います。

（2）令和5年度秋のこどもまんなか月間における取組について

副 会 長： 続きまして、(2)令和5年度秋のこどもまんなか月間における取組について、事務局から報告してください。

事 務 局： 令和5年度秋のこどもまんなか月間における取組について説明いたします。資料9を御覧ください。

国は児童虐待防止や子ども・若者育成支援を推進するため、毎年11月を秋のこどもまんなか月間として定めており、各種事業や広報・啓発活動を集中的に実施するよう求めています。

なお、昨年度までは「子供・若者育成支援推進強調月間」という名称でしたが、今年度から「秋のこどもまんなか月間」という名称に変更となっております。

具体的な取組についてですが、調布市においては市報やホームページのほかX（Twitter）、LINEといったSNSを活用した広報活動を実施いたします。特に期間中はSNSを活用した広報を積極的に展開し、子ども・若者支援地域ネットワークや総合相談窓口である、子ども・若者総合支援事業こ

こあについての周知を強化いたします。

また、11月18日土曜日には、子ども・若者支援地域ネットワークが主催するシンポジウムの開催を予定しております。

今回は「ひきこもりなど青年期以降の若者支援」というテーマを設定し、調布市子ども・若者支援地域ネットワークの構成機関から4団体の方々に御登壇いただき、パネルディスカッション形式での意見交換を実施いたします。

なお、このシンポジウムについてですが、委員にコーディネーターとして御協力いただく予定です。

当日は、たづくり大会議場での開催と併せまして、Zoomを活用したオンラインでの同時配信も行います。

また、会場限定にはなりますが、パネルディスカッション終了後には登壇者との立ち話タイムを設け、参加者が登壇者と自由に質問や雑談を行える時間を設ける設定です。

こうしたシンポジウムなどの取組を通じて、悩みや不安を抱える方々が少しでも相談してみたいと思えるような雰囲気づくりに努め、相談のきっかけとなるよう子ども・若者支援施策のさらなる周知に努めてまいります。

なお、本シンポジウムの詳細につきましては、資料として配付しているチラシの内容を後ほど御確認くださいようお願いいたします。

説明は以上となります。

副会長： ありがとうございます。11月を秋のこどもまんなか月間として定めて、調布市としては、ここに書いてあるような事業を行うということで、今、説明がございました。このことについて、御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願ひします。

特にパネルディスカッションについては委員に参加していただくということですよ。委員のほうから何かあれば。

委員： 子ども・若者というと、一応中学生以上39歳までというようにおおよそ概念があるのですがけれども、中学生以上の支援をしている子ども・若者総合支援事業ここあ、NPO法人青少年の居場所Kitos、ちょうふ若者サポートステーション、そして、ひきこもりの方を社会復帰させる支援をされている調布センターたけのこの4団体の方に、経験を含め実践事例についてお話しいただく予定になっております。是非いらしてください。

以上です。

副会長： ありがとうございます。他にこのことについて御質問等ございませんか。
(「なし」の声あり)

8 情報交換

(1) 調布警察署からの情報提供

会長： 続きまして、次第5「情報交換」に移ります。(1)調布警察署からの情報提供ということで、調布警察署からの御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員： いつも警察業務でいろいろとお世話になっております。調布警察署からの情報ということで、不良行為少年の補導状況。令和3年が2万6,121件、令和4年が3万2,963件、令和5年8月末の数値なのですけれども、2万1,718件となっております。一番多いのが深夜徘徊となっております。令和5年8月末で1万3,841件ということで、次に多いのが喫煙ですね。3,028件ということです。あと、風俗営業所立入り。ほぼゲームセンターとなるのですけれども、これも数値は2,600件となっております。

続きまして、調布市だけ。令和3年は89件、令和4年は57件、令和5年は9月末の数値になりまして、96件。今年は少し件数が多くなっております。一番多いのは深夜徘徊の61件。続いて、風俗営業所立入りが29件となっております。喫煙も6件という件数になっております。ほぼ深夜徘徊ということで、23時から4時の徘徊ということとなっております。

続きまして、どんな事件があったのかということで、これは全国初の検挙事例ということで報道でもされたのですけれども、不同意わいせつという、法律名はちょっと長いのですけれども、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反ということで、概要は、少女、当時13歳はT w i t t e rでパパ活の募集をかけ、成人男性と金銭その他の利益の供与を約束して面会し、成人男性被疑者はわいせつ目的で駐車中の車内において少女に現金を交付し、性交類似行為をするなど、16歳未満の者にわいせつ行為をするとともに、児童買春をしたということで、これは本年の7月13日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部改正に伴う事案ということで、同法を適用したのは全国初の検挙となっております。

あとは、大麻の低年齢化が今、社会問題になっているのですけれども、当署でも、被疑者19歳は駐車中の車両内において大麻を所持していたものということで、インスタグラムでのやり取りの中で、隠語というのですか、「野菜」「手押し」などと検索して売人を探したというような供述がありました。「野菜」というのは大麻を指して、「ペン」というのが大麻リキッドのことを示そうでございます。

あと、当署での事件の傾向としまして、年齢切迫の少年の粗暴、薬物事犯や、今度、ぐっと年齢が下がって、小・中学生等低年齢少年による暴行、窃盗のほか、スマートフォンによる誹謗中傷、オンラインゲームによる課金、わいせつ動画やわいせつ画像の要求等の傾向が見られますということ、また、特殊詐欺や闇バイトに手を染める者も見られるということとなっております。

対策としては、少年係等において、スマートフォンを所持、使用する少年の低年齢化により、LINE、インスタグラム、オンラインゲーム等のインターネット上における誹謗中傷等のトラブルや被害が見られますので、保護者が子どもを伴い、相談に訪れている状況でございます。

このような状況から小・中・高校生、教師、保護者を対象に管内学校を訪問して、携帯電話事業者と共にインターネット上の危険性や契約時のフィルタリングなどの指導強化を実施しているところでございます。

調布警察署からの情報は以上となります。

副会長： ありがとうございます。

調布管内は今年度に入って、大分増えているということですね。

委員： そうですね。補導は件数が前年よりかはもう既に超えています。
やはり新型コロナウイルスが少し収束した影響があるのかなとは思いますが。

副会長： あと薬物も多くなっているのですか。

委員： そうですね。低年齢化されていますよね。特に大麻ですよね。

副会長： そういうのはすぐに手に入るのですか。みんなSNSの関係ですか。

委員： SNSですね。

委員： 大麻などは、よく山のほうで自生してしまうという話を聞いたことがある
のですけれども、最近ではないですか。

委員： この辺では私は聞いたことはないです。

委員： そうですか。何年か前にちょっとそういう話を聞いて、植物園に行って燃
やしたという話を聞いたことがあるのですけれども。

副会長： 調布警察署から御報告をいただきましたけれども、このことに関して、何
か御質問等がある方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

(2) 中学校校長会からの情報提供

副会長： それでは、続きまして、(2)中学校校長会からの情報提供ということで、お
願いできますか。

委員： 中学校からということですが、この会で何回もお伝えしていますが、いわ
ゆる問題行動というのは本当に減ってきているという実感があります。問題
行動というのは暴力行為だとか、対外的なことですね。薬物等も調布管内で
は薬物防止教室等を実施していきまして、それぞれライオンズクラブさんだ
とか、調布警察署だとかに協力を得ながら教室を実施したりして、防止教育に
努めていたりしているところです。

各学校は今それぞれ修学旅行があったりとか、あと、合唱コンクールに向け
て取り組んだりとか、どちらかという、非常に前向きに取り組んでいるので
はないかなと思っています。

自校自慢ですけれども、先日、地域の方から電話がありまして、徘徊してい
る認知症の方を生徒が助けてくれましたと。たまたま体育着の名前があったの
で、〇〇さんはいますか、ああ、いますということで、8人ほどでその認知症
の方を救急搬送までやったということで、青少年表彰には間に合わなかったの
ですけれども、表彰に値する非常に素晴らしい行為がありました。とても感謝
されまして、その方がわざわざ学校にいらしていただいてお礼をということで、
今度、朝礼で子どもたちを表彰しようかなと思っています。

あとは、先日、新聞報道でもありましたけれども、文部科学省が例年報告し
ている問題行動等調査というのがあって、いじめの件数だとか、不登校の件数
というのが報道されているのですが、不登校の数は過去最高ということで、不

登校の問題というのは各学校それぞれで対応しているという状況です。

その中で、心の問題を抱えているお子さんというのはやはり個別のケースなので、これという、1つという事例はなかなか難しいのですけれども、それぞれのお子さんの心の問題を抱えていて、やはり関係機関との連携というのは非常に大事だなと感じています。

関係機関というのは、調布市で言えば、子ども家庭支援センターすこやかや多摩児童相談所、あとは医療機関ですね。あと、先ほどから名前が出ていますけれども、子ども・若者総合支援事業ここあだとか、いろいろなところと連携しながら、子ども一人一人の心の問題に向き合わなければならないと。

各学校、SNSの問題もあると思います。東京都のほうからSNS学校ルールを作りなさいということで、それぞれの学校でSNS学校ルールというのを作っているのですけれども、本校の場合、SNS学校ルールを作って、家庭ルールも作りましょうということを家庭に依頼しているのですけれども、子どもたちに聞くと、家庭ルールを作っている家庭は大体6割から7割ぐらいという、そのような答えが出ています。これはやはりもっと上げていかないと、携帯やスマホを買い与えるのは家庭ですので、家庭のほうできちんとルールを作っていないといけないだろうなというのは感じています。

ただ、ルールを作ったからといって、子どもはそれを守れるかというところなのですけれども、子どもによっては、やはり完全な依存の子などは1日7時間も8時間も手放せない。それを強制的に取り上げると、今度リストカットをしてしまうとか、そのような心の問題につながっているというか、心の問題とSNSの問題というのは、どうしてもやはり手にしたものは放せないという問題が出てきていて、今、申し上げたのは個別のケースですけれども、そのような問題もあるので、SNSの使い方、それと一般的な指導、個別の指導はしていくのですけれども、それがないと生きていけない子、それしかもう社会とつながりを持っていない子というのは実際いますので、そういう子たちに対して、どういうアプローチをしていくかというのは関係機関と連携しながら進めていかなければいけないのかなというようなところでは。

あと、いじめに関しては、これも過去最高というように新聞報道されていますが、今、いじめの定義が一定の人間関係で、心身が傷ついた、あるいは、嫌な思いをした。人間関係のある中で傷ついた、嫌な思いをした。これはもういじめと認定するように学校では捉えていますので、そういうものも全ていじめというように捉えれば、当然件数は上がっていきます。

その中できちんと、件数の問題ではなくて、それをどのように解決に導いて解決したかということが大事だというように捉えているので、ただ単に件数が多いからということではなく、その件数を見る目を養いつつあると。きちんとした組織で対応して、それに一つ一つ向き合って解決していくということが大事だと。あくまでも成長の過程ですので、それを学びに変えていく指導をすることが大事かなというように捉えて、各学校では指導しているかなと。そのような状況があります。

以上でございます。

副会長： ありがとうございます。この件について、御質問、御意見等があれば、お願いいたします。――最近出た文部科学省の報告なのですけれども、調布市でも不登校児童が多くなりまして、国の平均、都の平均を上回るような出現率になってしまっているというのが実情でございます。やはり不登校といじめ。いじめの件数も増えているのですけれども、それは早く発見したからそういう件数が多くなっているということもありますが、不登校の児童・生徒に対する対応というのが非常に難しく、マスコミ関係は居場所を作ればと言うのですけれども、その居場所に出てくるまでがまた大変で、家庭でひきこってしまう子どもたちが多いのですけれども。他によろしいですか。

委員： 補足ではないのですけれども、すみません、ちょっとだけ。さっきのいじめとか、SNSとか、そういうのは、現場ではどうなっているのだというのをちょっと参考までに話せばなと思って。

今、親たちは意外と子どもたちのSNSの使い方は安心していて、上手なのです。以前、グループLINEをつくって、今、みんな、クラスLINEを持っているので、そのクラスの中で入らないと駄目とか何か、そこでいじめが起きるとかというのは一時期、問題があったのですけれども、最近はどう逆に、それは義務みたいになっていて、取りあえずグループLINEには入る。むしろそこから友達ができているいい状況になっているのではないかなと思って。それで、学校にちょっと来られない子どもたちもそういう子たち同士でつながっているというのはちょっと安心要素なのかなと思って。

だから、SNSは何か危険だとか、それが原因でいじめが起こるとか、以前、4、5年ぐらい前ですかね、それは言われていたけれども、使う子どもたち側が上手になってきたというのが親の印象ではあります。

副会長： ありがとうございます。現実的には、やはりスマホをどう扱うか。情報リテラシーというのですか。正しい情報とそうではない情報の見分け方、判断の仕方、それがやはり大切なのかな。

委員： あれと一緒にみたいですね。昔、僕らの時代は漫画しかなかったではないですか。共通のアニメとか漫画の話題で盛り上がるではないですか。それと一緒に、今の子どもたちはT i k T o kとインスタの話で盛り上がる。僕らがジャンプ、マガジンを読んでいたのと一緒に、読んでいないと、あいつ、読んでないんだみたいな、そういうレベルでやっていて、あれが変わっただけなのかなという印象ではありますね。

副会長： ありがとうございます。以上で中学校校長会からの情報提供は終わります。他に委員の皆様から報告とか意見等がございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、これ以外に特にございませんか。

(「なし」の声あり)

9 その他

副会長： では、最後に、次第6「その他」ですけれども、事務局から次回の日程等

についてお願いいたします。

事務局： 次回の日程は2月1日木曜日の午前10時から、こちらの市長公室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

副会長： 次回は2月1日10時からということでお願いいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで令和5年度第2回調布市青少年問題協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会